

9月NEWS

(1) 税制情報

消費税税制改正の一部についてご紹介させていただきます。

1. 消費税率 10%への引き上げ時期の変更(平成 27 年 4 月改正)

1月NEWSでもご紹介させていただきましたが、平成 27 年 10 月 1 日から予定されていた消費税等の税率 10%への引上げの施行日が、平成 29 年 4 月 1 日とされ、1年 6 ヶ月延期されました。これに伴い消費税率の経過措置の指定日が、平成 28 年 10 月 1 日となります。

【 税率 】

適用開始日	平成 26 年 4 月 1 日(現行)	平成 29 年 4 月 1 日以後
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7%	2.2%
合計	8.0%	10.0%

2. 総額表示義務の特例措置の延長(平成 27 年 4 月改正)

消費者向けの価格表示については、消費税法において、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例(総額表示義務の特例)が消費税転嫁対策特別措置法により設けられています。

消費税率の引上げ時期の変更にあわせ、消費税転嫁対策特別措置法が改正されました。これにより総額表示義務の特例の適用期限が、平成 29 年 3 月 31 日から平成 30 年 9 月 30 日まで延長されました。

3. 手続委託型輸出物品販売場制度の創設(平成 27 年 4 月改正)

消費税免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、輸出物品販売場について、その販売場において免税販売する物品の免税手続(以下「免税販売手続」といいます)を免税販売手続を行う事業者が代理させることができる「手続委託型輸出物品販売場」制度が創設されました。なお、他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理する事業者は、その販売場が所在する特定商業施設内に設けた施設設備(以下「免税手続カウンター」といいます)において免税販売手続を行うことにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受け、「承認免税手続事業者」となる必要があります。

適用開始時期は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる輸出物品販売等の許可申請及び同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

4. 簡易課税制度みなし仕入率事業区分の変更(平成 26 年 3 月改正)

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、金融業及び保険業は現行の第 4 種事業から第 5 種事業へ、不動産業は現行の第 5 種事業から新たに設けられた第 6 種事業に改正されました。ただし経過措置として、平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても、当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業		90%(第一種)	90%(第一種)
小売業		80%(第二種)	80%(第二種)
製造業等		70%(第三種)	70%(第三種)
その他の事業	飲食店業、その他の事業	60%(第四種)	60%(第四種)
	金融業及び保険業		50%(第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50%(第五種)	50%(第五種)
	不動産業		40%(第六種)

(2) 9月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
9月10日	8月分源泉所得税の納付 (但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、1月と7月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
9月10日	8月分住民税の特別徴収税額の納付 (但し住民税の納期の特例を受けている場合は6月と12月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
9月30日	7月決算法人の確定申告
9月30日	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
9月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
9月30日	1月決算法人の中間申告
9月30日	消費税の年税額が400万円超の10月、1月、4月決算法人の3月ごとの中間申告
9月30日	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

だんだんと日が短くなり、秋が近づいてきたように感じます。
色々な楽しみ方がある秋は、季節の変わり目でもあります。
体調管理には十分留意され、素敵な秋をお過ごしください。

担当 津野